

奈良市監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 5 年 12 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 宮 池 明  
同 内 藤 智 司

奈 監 第 87 号  
令和 5 年 12 月 28 日

奈良市長 仲川 元庸 様  
奈良市議会議長 北 良晃 様  
奈良市公平委員会委員長 奥田 千昭 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 宮 池 明  
同 内 藤 智 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

危機管理監 危機管理課  
総合政策部 秘書広報課 人事課  
総務部 総務課（保健所・教育総合センター管理室を含む。）  
法務ガバナンス課

福祉部                      保護課   長寿福祉課   福祉医療課  
子ども未来部              保育総務課   保育所・幼稚園課   一時保護課   子ども支援課  
観光経済部                  観光戦略課   奈良町にぎわい課  
公平委員会事務局  
(企業局)  
経営部                      経営企画課   企業出納課

## 2 監査期間

令和 5 年 10 月 6 日から令和 5 年 12 月 27 日まで

## 3 監査方法

令和 4 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 5 年 5 月末日現在（一部は同年 3 月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施しました。

## 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

危機管理監

危機管理課

### 【意見】

奈良地区防犯協議会及び奈良西地区防犯協議会（以下「協議会」という。）の会計事務について、前回の定期監査において、支払手続のみを市が担っていることに合理的な理由は見当たらないことなどにより見直しを図るよう意見を述べたところであるが、その状況は現在も変わっていなかった。

協議会の会計事務について、引き続き外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に

明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

### 【意見】

犯罪の発生を抑止し、市民の安心、安全な生活に寄与することが期待できることから、近年防犯カメラの需要が高まり、その設置台数は年々増加する傾向にある。一方、それに伴って個人情報を含む画像情報の流出等のおそれも高まっていると考えられ、その取扱いについては適正な運用が求められるところである。

このような社会情勢を踏まえ、本市において設置している、あるいは、本市が補助金を交付している防犯カメラの管理、運用状況を確認するため関係書類を査閲したところ、以下のような状況が見受けられた。

防犯カメラ設置課の中に、奈良市防犯カメラ設置要綱（平成 29 年奈良市告示第 562 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項に基づく危機管理課への設置の届出を行っていない課があった。また、届出がされていても、要綱第 5 条第 2 号に基づく表示等が明確にされていないと考えられる事例が散見された。加えて、届出後の運用状況調査等が行われていないため、要綱第 6 条に規定する画像記録媒体の保管や画像情報の管理が、適切に行われているか不明な状態であった。

既に述べたように、防犯カメラで撮影された画像は個人情報として適正に取り扱われる必要があることから、本市においては要綱により市民の権利と利益を保護するための具体的な方策を定めている。例えば、要綱第 5 条第 2 号においては、防犯カメラが作動中であることや管理責任者を明示することを求めており、また、要綱第 6 条においては、画像記録媒体の保管方法や紛失及び盗難防止のための措置、画像情報の保存期間等について厳正な取扱いを求めている。

各防犯カメラ設置課においては、要綱の趣旨を十分に理解した上で適切な措置を講じる必要があるが、全庁的に見て要綱の認知度や理解度が低く、講じるべき措置の内容が明確に認識されていないことから前述のような状況が生じているものと考えられる。

このような状況を改善するため、要綱の所管課である危機管理課においては、要綱の趣旨及び目的並びに防犯カメラの適切な設置及び運用に関する具体的な方策を全庁的に周知されたい。

また、自治会等の団体が設置する防犯カメラについても、「自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン」にのっとりた手続が適切

に行われるよう、防犯カメラ設置補助金の交付申請等の機会を通じて的確な指導を行われたい。

## 総合政策部

### 秘書広報課

#### 【意見】

奈良しみんだより等配布業務委託において、主たる業務である配布業務が複数の業者に再委託され、配布部数の半数以上が再委託業者により配布されていた。なお、別の業者が落札した令和5年度の契約においても同様の状況であった。

このような現状は、当該委託業務が1者のみで完遂できる規模ではない可能性があることを示しているものと思われる。また、委託の規模が入札参加の障壁になっていることも考えられる。

公平性の観点からも、委託範囲を変更するなど発注方法の見直しを検討されたい。

### 人事課

#### 【指摘】

月額で支給している会計年度任用職員の報酬において、月の途中で退職した職員に求める報酬の返納額に算定誤りがあった。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）第16条及び第17条の規定に基づき、適正に事務処理を行われたい。

## 総務部

### 総務課

#### 【意見】

今回の定期監査における他課の執行において、副市長が決裁した契約に係る再委託の承認起案が課長専決となっていた事例があった。

当該事例において承認された再委託は適切と言えるものではなく、このことは決裁区分の設定のあり方にも起因しているものと考えられる。

一般的に市が契約を締結するにあたっては、契約方法が入札の場合は入札参加資格等、随意契約の場合は技術力、業務実績等の契約相手方への信頼性を前提としており、再委託によって受注者の履行能力を信頼して業務を委託する意義が薄れ

ることになるため、再委託の承認について適正に審査する必要がある。

しかし、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）に、再委託の承認についての専決事項が規定されていないため、決裁区分が各所管課の判断で設定されており、契約の相手方に一部変更が生じるという重要な意思決定が適切に判断されないおそれがある状況となっている。

これらのことから、再委託を承認するかどうかについて、適切な決定権者が決裁できるよう、奈良市事務専決規程に「再委託の承認」の項目を明記することを検討されたい。

## 福祉部

### 保護課

#### 【意見】

所管課の現金実査を行ったところ、生活保護受給者から受領した保護費の返納金が、受領日から1か月以上処理されず、金庫内で保管されている事例が散見された。

処理状況の確認については、月に1回係長により行われ、未処理のものがあれば担当ケースワーカーに処理を促しているとのことであった。

しかし、返納金は金額、件数ともに多く、現金が長期間保管されることは紛失等のリスクが高くなるため、確認頻度は月1回では十分とは言えないと考える。また、やむを得ず処理に期間を要する場合は、一旦返納金管理用通帳に入金するなど、極力現金を保管する機会を減らすことも重要である。

所管課においては、現金の保管リスクを改めて認識した上で、確認頻度を見直すことを含め、受領した現金を速やかに処理できるよう体制を整えるなど保管リスクの軽減を図られたい。

#### 【意見】

所管課では、行旅死亡人又は亡くなられた身寄りのない生活保護受給者の葬祭を執り行っており、葬祭費用に充当し、その後相続人等に引き渡すまでの間、亡くなられた方が所持していた金銭（以下「遺留金」という。）を一時保管することになる。

遺留金の保管については、管理台帳を整備し、管理用通帳を作成はしていたものの、通帳への入金数年分まとめて行われていた。

遺留金については、これまで保管の法的根拠が整理されていなかったが、厚生労働省及び法務省が策定した「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」が令和5年7月に改訂され、歳入歳出外現金として保管できるよう整理された。

このことから、遺留金の入出金について公式な手続を踏まえることにより保管リスクが軽減できるよう、歳入歳出外現金にて保管するよう改められたい。

長寿福祉課

**【指摘】**

奈良市老人福祉センターの管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した物品の所有権は市に帰属するものとされていたが、所管課は指定管理者が購入した物品の確認を行っていなかった。

このため状況を確認したところ、備品台帳への登録が必要な物品について、登録漏れの事例が複数のセンターにおいて見受けられた。

登録が漏れていた備品について速やかに現物を確認し、備品台帳への登録を行った上で、市の財産として適切に管理されたい。

**【指摘】**

老人憩の家における屋根の塗装修繕において、前部分、後ろ部分及び煙突部分の3か所が別個に発注されていた。

それぞれの修繕の施工写真を査閲したところ、契約上の工期は異なっているものの、同一時期に撮影されたと見受けられるものが散見された。

また、福祉センターのエアコン室外機修繕においても同様の事例が見受けられた。

これは、それぞれの修繕を一括発注した場合、予定価格の総額が50万円を超えることから競争入札を回避し、随意契約を行うために分割したことが原因であった。

同一箇所の修繕を分割して発注する必要性はなく、競争入札を回避するためのこのような行為は不適正であるため、厳に慎まれたい。

**【意見】**

万年青年クラブ等活動補助金の関係書類を査閲したところ、クラブ名称が異な

るものの、同一場所で同一活動をしており、決算書の各項目が1円単位で一致するなどの事例が散見された。

これは、クラブ規模の大小にかかわらず補助金額が一律5万円であるため、実質同一であるクラブを分割して補助金の交付を受けているともとれる状況である。

また、大規模クラブについても、活動状況を問わず一律交付であることから、クラブ間において不均衡な状況が生じているとも考えられる。

団体の活動を推進するため補助金を交付するという目的達成に資するよう、会員数に応じ段階的に補助金額を設定するなど、補助金の見直しを検討されたい。

#### 【意見】

所管課の現金実査を行ったところ、補助金交付団体である奈良市遺族会の事務を担い、いわゆる準公金を取り扱っていることがわかった。

このことについて、遺族会の規約には、事務局を福祉部に置く旨の記載があったが、所管課の事務分掌には遺族会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

遺族会の事務局について、外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に「奈良市遺族会の事務局に関すること。」を明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

#### 福祉医療課

#### 【指摘】

後期高齢者医療保険料の滞納繰越事務において、調定額が本来の計数と異なっていた。

これは、後期高齢者医療保険料の決算額における収入済額に過誤納に伴う還付未済額が含まれている場合、翌年度の滞納繰越額を算出する際、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があり、また、加算後の額が個々の未収債権の合計額と一致するかを確認する必要があるが、そのいずれもが行われていなかったことが原因であった。

滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、個々の債権の合計額を把握した上で、適正な額で調定を行われたい。

## 子ども未来部

### 保育総務課

#### 【指摘】

施設修繕の見積り合わせにおいて、契約相手方の見積書の施工内容と実際の発注内容が異なっている事例があった。

見積書は業者が受注する金額をあらかじめ示す重要な書類であり、施工内容が異なれば金額が変わる可能性があることから、見積書の施工内容は実際の発注内容と必ず一致する必要がある。

見積書を徴取することの趣旨を十分に理解の上、適正な見積り合わせを行われたい。

#### 【意見】

日本スポーツ振興センター災害共済の給付金について、保護者への給付を現金で行っているため、所管課において一定期間現金を保管している状況であった。

当該給付金は、幼稚園・保育園・こども園の管理下で発生した子どもの負傷等に対する災害給付金であり、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 5 第 2 号に基づき、歳入歳出外現金で保管することができるものである。

現金を取り扱うリスクを解消するため、歳入歳出外現金にて保管するよう改められたい。

### 一時保護課

#### 【意見】

一時保護所食事提供業務委託において、一時保護所開設に伴い市が購入した調理器具を受託業者へ無償で貸与する契約となっていた。

業務委託については、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、受託業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされており、また、機械、資材等が相手方から借入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法的義務を課する契約）による正当なものであることが必要であるとされている。

このことから、食事提供業務において使用される調理器具については、受託業者によって調達されることが基本となる。それでも、市が管理する調理器具を貸与す

る際には、別個の賃貸借契約を締結した上で、受託業者が費用を負担するなど、労働者派遣との違いを明確にされたい。

(企業局)

経営部

経営企画課

**【指摘】**

コロナ禍における市民生活及び経済活動を支援するため、水道料金の基本料金2か月分を減免したことに対する国からの交付金を財源とする市からの負担金を給水収益で受けていた。

給水収益は、上水道の主たる営業活動により得られた営業収益のうち、水道料金収入を勘定する科目である。

市からの負担金は、たとえ水道料金の減免額に対する補填であっても、通常の水道料金収入ではないため、給水収益で受けることは適正な経営成績等の把握を困難にするおそれがある。

適正な勘定科目で収入を受けられたい。

**【複数課にわたる共通意見】**

令和2年の民法改正に伴い、それまで催告から6か月以内に裁判上の請求等の行為を行わなければ時効の中断の効力が生じなかったものが、民法（明治29年法律第89号）第150条第1項の規定のとおり、催告を行うのみで時効の完成が6か月猶予されることとなった。

このことを受け、未収債権の時効管理の状況を確認したところ、複数課において、改正民法の内容を踏まえた時効管理ができていなかった。

時効完成日は、債権管理において重要な情報であり、とりわけ公債権においては、時効が適正に管理されていないと、不納欠損処分を消滅時効が成立した時期に適切に行うことができないおそれがある。

関係法令の最新情報について十分留意の上、適正に債権管理を行われたい。

**【複数課にわたる共通意見】**

附属機関を設置している複数課において、以下のような事例が見受けられた。

ア 附属機関の会議開催に当たっての招集起案において、主務課長が決裁し

ていた事例

イ 附属機関の委員に対する費用弁償について、支給根拠を規定していない事例

アについては、会議の招集権は各附属機関の設置条例又は規則において、委員長選任前を除き、委員長が招集権を持つ旨が規定されている。

イについては、費用弁償は地方自治法第 203 条の 2 第 5 項において、条例で定めることと規定されており、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 27 年奈良市条例第 30 号)別表第 1 に定められている以外の委員については、同条例第 5 条において、市長が定めることと規定されている。

適正に事務処理を行われたい。

#### 【複数課にわたる共通意見】

郵便切手を年度末に購入したものの、使用せずに翌年度に繰り越されている事例が複数課において散見された。

年度末に購入するこのような行為は、単に予算を消化するために行っているものと見受けられる。

切手の購入に当たっては、残枚数を確認した上で追加購入の必要性を適切に判断し、計画的に執行することにより過剰な保有が生じることのないよう留意されたい。

あわせて、切手は現金等価物であり内部統制上のリスクがあることから、一定の通数を満たす部署においては「切手等郵送料の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 4 日付け奈総文第 23 号通知）に基づき、料金後納郵便への移行を図り、また、使用頻度の低い端額の切手については、「別納郵便の支払い方法について」（令和元年 11 月 26 日付け奈総総号外通知）に基づき、料金別納郵便を活用することにより、保管リスクの軽減を図られたい。